

盛岡市議会スポーツ振興議員連盟総会

日 時：平成 27 年 12 月 3 日（木）

本会議終了後

場 所：第 1 ・ 第 2 委員会室

次 第

1 開会

2 座長選出

3 議事

(1) 規約の制定について

(2) 役員の選出について

(3) 連盟の事業について

4 その他

5 閉会

盛岡市議会スポーツ振興議員連盟規約（案）

（名称）

第1条 本会は、盛岡市議会スポーツ振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

（目的及び事業）

第2条 連盟は、体育・スポーツに関する諸課題について調査・研究を行い、もって本市体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。また、同目的を達するために各種事業を行う。

（組織）

第3条 連盟は、前条の目的に賛同する盛岡市議会議員を会員として組織する。

（役員）

第4条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹事長 1人
- (4) 監事 1人

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、盛岡市議会議員改選のときまでとする。

（職務）

第5条 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、連盟の会務を処理する。

4 監事は、連盟の会計及び業務の執行状況を監査する。

（総会）

第6条 総会は、連盟の唯一の議決機関であり、全ての会員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長には、会長が当たるものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会）

第7条 役員会は、会長、副会長、幹事長及び監事をもって構成し、次の事項を掌理する。

- (1) 各種事業の企画立案及び運営に関する事項
- (2) その他会長において必要と認めた事項

（事務局）

第8条 連盟の事務を処理するため、事務局を盛岡市議会事務局に置く。

（経費及び会計）

第9条 この会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額2,000円とし、議員報酬から徴収する。ただし、役員会において必要と認めたときは、臨時に会費を徴収することができる。

(決算報告)

第10条 会長は、決算について、監事の監査を経た上、会員に対して書面により報告しなければならない。ただし、会長の命により監事の監査を経て、中間決算報告をすることができる。

附 則

この規約は、平成27年12月3日から施行する。